制定済基本条例比較表

		(参考)差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
目的		第１条　全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること	第1条　障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を図ること	第1条　障がい者の権利擁護と暮らしやすい地域づくりの推進すること	第1条　障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくりを推進すること	第1条　市民が障害の有無にかかわらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することができる地域社会の実現に寄与すること	第1条　県民が障害の有無に関わらず社会の対等な構成員として暮らすことのできる共生社会の実現に寄与すること	第1条　市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与すること
責務・役割		第３条　国・地方公共団体の責務 第４条　国民の責務	第４条　県の責務 第６条　県民の役割	第４条　道の責務 第６条　道民等の役割	第４条　県の責務 第６条　県民等の役割	第４条　市の責務 第５条　市民等の役割	第４条　県の責務 第６条　県民の役割	第４条　市の責務 第５条　市民等の責務
差別・不利益取扱いの禁止		第７条　国･地方公共団体法的義務 第8条　事業者　法的義務	第２条　「不利益取扱い」及び「合理的な配慮の不提供」を、「差別」と定義。なくすべき「不利益取扱い」を①～⑧分野に分けて具体的に定める ①福祉ｻｰﾋﾞｽ ②医療 ③商品販売・ｻｰﾋﾞｽ提供 ④雇用 ⑤教育 ⑥建物・公共交通 ⑦不動産取引 ⑧情報提供・ｺﾐﾆｹｰｼｮﾝ 第８条　差別の禁止	第 19 条　障がい者の権利擁護に配慮しなければならない 第 20 条　学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活をするために必要な場において「合理的配慮」に努めるとともに、差別や「不利益な扱い」をしてはならないと規定	第2条　差別をすること及び「合理的配慮の不提供」を、「不利益な取扱い」と定義 第7条　不利益な取扱いの禁止	第２条　「差別」となる行為について、下記の①～⑦分野に分けて具体的に定める（合理的配慮に基づく措置の不提供含む） ①日中生活 ②教育 ③雇用 ④医療・福祉ｻｰﾋﾞｽ・商品提供・ｻｰﾋﾞｽ提供・不動産取引 ⑤建物・公共交通 ⑥情報提供・ｺﾐﾆｹｰｼｮﾝ、 ⑦その他 第９条　差別の禁止	第8条　不利益取扱いの禁止について、下記の①～⑧分野に分けて具体的に定める ①福祉ｻｰﾋﾞｽ ②医療 ③商品販売・ｻｰﾋﾞｽ提供、 ④雇用 ⑤教育 ⑥建物・公共交通 ⑦不動産取引 ⑧情報提供・ｺﾐﾆｹｰｼｮﾝ 第9条　社会的障壁の除去のための合理的配慮がなされなければならない	第６条　差別の禁止 第７条　市、市民、事業者は、下記の①～⑧分野について、社会的障壁の除去を実施し合理的配慮に努めるものと定める。 ①建物・公共交通 ②情報提供・ｺﾐﾆｹｰｼｮﾝ ③商品販売・ｻｰﾋﾞｽ提供 ④不動産取引 ⑤雇用 ⑥医療 ⑦教育 ⑧療育
社会的障壁の除去のための合理的配慮		第７条　国･地方公共団体法的義務 第8条　事業者　努力義務						
相談窓口		第 14 条　国・地方公共団体は、必要な体制の整備を図る。 第 17～20 条　障害者差別解消支援地域協議会を組織することができる。	第 14 条　地域相談員 第 16 条　広域専門指導員		第 15 条　県		第 12 条　地域相談員 第 13 条　広域専門相談員	第 15～16 条　市（相談支援事業者への委託可）
紛争解決等の仕組み	調査権		第 22 条　知事による	第 47 条　知事又は地域づくり推進員による		第 11 条　市長による		第 18 条　市長による
	助言又はあっせん、指導		第 23 条　調整委員会による	第 48 条　地域づくり推進員による		第 12 条　権利擁護委員会による	第 17 条　調整委員会による	第 19 条　市長による
	勧告		第 24 条　知事による	第 48 条　知事による		第 13 条　市長による	第 18 条　知事による	第 20 条　市長による
	公表			第 48 条　知事による		第 14 条　市長による	第 19 条　知事による	
	調査・審議機関		第 23 条　調整委員会（規則で定める機関） 第 29～30 条　推進会議	第 41～48 条　地域づくり推進委員会 第 49～51 条　地域づくり推進本部		第 15 条　権利擁護委員会	第 22 条　調整委員会	第 21 条　調整委員会

	差別解消法	千葉県条例	北海道条例	岩手県条例	さいたま市条例	熊本県条例	八王子市条例
障がい者に対する理解の促進	第 15 条　啓発活動	第 31 条　表彰制度 第 32 条　情報提供	第 10 条　道民等の理解の促進		第 8 条　顕彰制度	第 21 条　県民の理解の促進	第8条　市民等の理解の促進
自治体の施策・取組み		第 7 条　財政上の措置 第 26 条　訴訟の援助	第7条　障害者への情報の提供 第 8 条　財政上の措置 第9条　関係法令等との調和 第 11 条　企業の取組の支援 第12条　医療とﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝの確保 第 13 条　移動手段の確保 第 14 条　切れ目のない支援 第 15 条　保健・福祉及び教育の連携 第 16 条　高齢者施設等との連携 第 17 条　障がい者の家族に対する配慮 第 18 条　地域間格差の是正 第 28～32 条　障がい者に対する就労の支援 第 33～40 条　就労支援推進委員会	第 9 条　交流機会の拡大 第 10 条　職員の育成 第 11 条　情報提供及び意見聴取 第 12 条　教育の支援体制の整備・充実 第 13 条　市町村・関係団体との相互連携 第 14 条　関係団体への支援 第 16 条　財政上の措置	第 22 条　障害者等への総合的な支援 第 23 条　成年後見制度等の利用の支援 第 24 条　障害者の居住場所の確保 第 25 条　意思疎通等が困難な障害者に対する施策 第 26 条障害者の社会参加の機会の拡大 第 27 条　生涯にわたる支援 第 28 条　障害者へ保育の実施 第 29 条　障害者に対する包括的な教育の実施 第 30 条　障害者の就労支援 ※一部事業者部分あり	第 7 条　財政上の措置	第 9 条　移動手段の確保 第 10 条　情報伝達 第 11 条　医療及びﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ 第 12 条　教育 第 13 条　療育 第 14 条　関係法令等との調和
罰則	第 25 条　秘密を漏らした場合 第 26 条　虚偽の報告をした場合	第 36 条　秘密を漏らした場合				第 24 条　秘密を漏らした場合	
附則	施行後 3 年を経過した場合、合理的配慮のあり方を検討し、所要の見直を行う	施行後 3 年を目途に検討し、必要な措置を講じる	施行後 3 年を目途に必要な措置を講じ、その後は、5 年ごとに検討し、必要な措置を講じる	施行後 3 年を目途に検討し、必要な措置を講じる	施行後 5 年を目途に検討し、必要な措置を講じる	施行後 3 年を目途に検討し、必要な措置を講じる	施行後 3 年を目途に検討し、必要な措置を講じる